

# 中小企業等新事業展開促進事業

原油価格・物価高騰等の影響下において、中小企業者等の新たな挑戦を支援するため、「中小企業等新事業展開促進事業費補助金」の募集を開始します。

区分	内容
対象申請者	<ul style="list-style-type: none"><li>○中小企業者※(小規模事業者、個人事業主含む)</li><li>○企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合※など</li><li>○一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、NPO法人、労働者協同組合</li></ul> ※従業員要件を緩和した特定事業者(製造業500人以下、サービス業300人以下など)を含みます。
対象事業	原油価格・物価高騰の影響を受け、従来と異なる新サービスの展開や新たな業態に取り組む事業  〈事業例〉 <ul style="list-style-type: none"><li>・飲食店が店舗経営だけでなく、オンライン料理教室を開始(原材料の使用比率を下げつつ、より高付加価値なサービスの提供)</li><li>・製造業を営む事業者が、産業観光として自社工場見学及びものづくり体験ワークショップ事業を開始</li></ul>
売上要件	・令和5年1月以降の任意の1か月と平成31年～令和4年のいずれかの年の同月を比較して、 <u>売上高が10%以上又は売上総利益が5%以上減少していること</u>
補助率	2/3
補助上限	300万円 (下限50万円)
募集期間	令和5年5月9日(火)から令和5年5月30日(火) ※募集要領公表：令和5年5月2日(火)予定
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○下記の事業者には、審査において加点措置があります。</li><li>・パートナーシップ構築宣言登録事業者</li><li>・過去に「中小企業等危機克服チャレンジ支援補助金」、「中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費補助金」に採択されていない者</li></ul>

お問い合わせ先

商工振興課 (054-221-2990)